

I 医療法人浩然会 内村病院感染対策指針

院内感染対策指針の目的

院内感染の防止に留意し、感染等の発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である、院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

本指針は院内感染対策委員会 (infection control committee : 以下「ICC」と記載) の議を経て策定したものである。また、院内感染対策委員会の議を経て適宜変更するものであり、変更に際しては最新の科学的根拠に基づかなければならない。

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

われわれ医療従事者は、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。

地域の中核である精神科病院として若者から高齢者までの患者を受け入れている。特に免疫の低下した高齢者が多く存在するため手厚い院内感染対策を行うことが必要とされる。このためには、関係法令の遵守、有効な組織作り、標準予防策と感染経路別予防策の遂行、サーベイランスの実施および職員の教育を的確に行う必要がある。

本院における院内感染対策は、感染対策委員会および感染制御チーム (以下「ICT」と記載) を中心とする組織が指導を行い、感染対策マニュアルを中心に、現場の職員からのフィードバックを得ながら、実効のある体制作りをめざす。

2. 院内感染対策のための委員会等に関する基本的事項

「内村病院院内感染対策委員会規程」に則り、感染対策について計画、実施等を審議するため、院内感染対策のための組織として、「ICC」「ICT」を設置する。また病棟に「リンクナース」を配置し、「リンクナース会」を設置する。各組織の役割は、院内感染対策マニュアルに明記する。

「ICC」は、病院長を委員長とし、院内感染に対する適切な対策の協議をするとともに、医療の質も向上を図る。委員会は毎月1回定期的に開催する。

「ICT」は、病院全体で取り組むべきマニュアルやガイドラインの作成、サーベイランス、院内ラウンド、抗菌薬適正使用、職員教育などの立案、実行を担当し、各部署において行う感染対策を支援、指導する。また、ICT会議を毎月1回定期的に開催する。

「リンクナース会」は、各病棟感染担当者より構成し、感染対策に関する教育、情報伝達および現場の意見の聴取を目的に原則毎月1回定期的に開催する。

3. 院内感染対策に関する従事者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を行う。

- 1) 就職時の初期研修は、ICT あるいはそれにかわる十分な実務経験を有する指導者が適切に行う。
- 2) 全職員を対象とした研修は年2回以上開催する。感染関連組織が提供している教育資料や学会、研究会、講習会、施設外研修を受けた者の伝達講習を、適宜施設内研修に代えることも可とする。
- 3) 新規採用者への教育研修会、院内ラウンドによる現場での教育、リンクナースを通じた情報の伝達を定期的に行う。
- 4) これらの諸研修の開催結果、あるいは、施設外研修の参加実績（開催または受講日時、出席者、研修項目）を記録保存する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染事例や法令に定められた感染症の届出及び院内の耐性菌・医療器具関連・症候群・プロセスサーベイランスなどを行い、その結果を感染対策に生かす。また、必要に応じて病院長への報告、ICT での検討、現場へのフィードバックを行う。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

集団院内感染（アウトブレイク）が発生した場合、部署の所属長やリンクナースなどの責任者が ICT へ報告する。ICT は当該部署と協力して初期対応、感染拡大抑制に努める。報告が義務付けられている疾患が特定された場合、速やかに保健所へ報告する。

緊急を要する感染症で深刻なものである場合は、医療安全管理看護師と連携し病院長を本部長とする対策本部を設置し、緊急対策を講ずるとともに再発防止および対応方針を検討する。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

職員は患者との情報の共有に努め、患者およびその家族等から本指針の閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。なお、本指針の照会には ICT が対応する。

7. 院内感染対策に対する推進方策

ICT による定期的な院内ラウンドの実施、「院内感染対策のための指針」に則した感染対策マニュアルの整備および定期的な見直しを行い院内感染対策の推進を図る。